

令和8年度 インフルエンザ予防接種の補助金支給について

本年度も、埼玉県建設業健康保険組合は、保健事業の一環として、下記の支給要領に基づいて、インフルエンザ予防接種費用に対して、補助金の支給を実施いたしますので、支給要件と各注意事項をご把握いただき、皆様のご周知をお願いいたします。

支 給 要 領

○ インフルエンザ予防接種補助金の対象期間

令和8年10月1日から12月31日までの期間に受けた、インフルエンザの予防接種。

○ 対象者の範囲

国内の医療機関にて、インフルエンザ予防接種日に、当健康保険組合の被保険者および被扶養者の資格を有する方。

《 補助対象外 》

65歳以上の方。市町村の条例等または、他の法令・制度等により、接種費用に対して補助を受けられる小児を含む65歳未満の方等は、その補助制度を優先とする。

○ 補助金支給額

被保険者・被扶養者とも、一人につき年度内一回に限り、2,000円を限度として支給する。また、13歳未満のインフルエンザ予防接種2回法に該当する方については一回目は2,000円、2回目は1,000円(二回法満額で3,000円)とする。(接種費用がその額に満たない場合は実額。また、13歳未満でフルミスト式を選択した場合(領収書にフルミストの記載必須)2回法満額扱いとする。) なお消費税該当額は除く。また領収書に消費税に関する記載がない限り、その領収書は10%の消費税を含んだものとして扱うものとする。

○ 補助金の請求方法

別紙補助金申請書と領収書貼付様式の注意事項を参照して当該申請書に必要事項を記入し、要した費用の領収書(利用者氏名・接種の内訳と金額が記載されたもの／コピー・レシート不可)を貼付様式に貼り付け、毎年1月末日(健保に必着)までに健康保険組合に請求する。また13歳未満の2回法接種該当者は、2回分の領収書を、まとめて一回で申請することとする。【13歳未満での一回法該当者は、その旨を必ず申請書の連絡欄に記入のこと】

※補助金の請求申請はすべて事業所において取りまとめ(本人、家族分とも)、その事業所口座に委任して一括での振り込みをいたします。

○ 補助金の支給制限

補助金支給対象期間以外の日に接種した場合、または申請書等に不備のあったものの補助の対象としない。
(申請書による補助金の請求は、毎年10月1日から12月31日に接種した分を、翌年の1月末日着分までの受付とし、この請求期限を過ぎたものは、申請書または領収書の内容に不備のあったものを含み、一切を補助の対象としませんのでご注意ください。)

※ 申請用紙や注意書き等は、必ずその年度に健保HPにアップされた最新のものをお使いください。

※ 本人家族分ともに、すべて会社委任による請求のみの取扱いとします。